

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金の申請受け

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける子育て世帯の支援のため、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されます。

ひとり親世帯以外

対象者

①令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」の支給を本町から受けた方

②18歳年度末までの児童（平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童。障がい児については20歳未満）を養育する方で、食費等の価格高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度町民税均等割が非課税である方または非課税相当となっている方

申請について

支給対象者①に該当する方

町から5月12日に案内を送付し、申請無しで5月31日に支給しました。

支給対象者②に該当する方

必要書類を添付のうえ、ごとも課まで申請してください。

必要書類

▽父母等双方の任意の月の収入が分かるもの（令和5年1月以降）

（例）給与明細書、公的年金振込通知書、帳簿（事業主の方）、不動産

収入が確認できる書類等

※令和5年度町民税均等割が非課税である方は不要

▽振込先口座が分かるもの（預金通帳等）

▽本人確認ができる書類

申請期間

6月19日（月）から令和6年2月29日（木）まで

支給額 児童1人当たり一律5万円
その他

▽ひとり親世帯分で給付を受けた方は支給されません（家庭状況が変わる場合を除く）。

▽ひとり親世帯分につきましては、詳細が決まり次第、町ホームページでご案内します。

申請窓口および問合せ先

ごとも課 ☎94-1-2202

※ごとも家庭庁・町ホームページも参照ください。

お願いします！農地の適正管理

農業委員会では「近隣の農地が荒れていて困る」など、毎年多くの相談や苦情を受けています。

農地が荒れたままの状態になると、病害虫や鳥獣被害の発生原因となり、周辺耕作農地に悪影響を及ぼすだけでなく、ゴミを不法投棄される、枯草火災が発生するなどの心配もあります。

農地等の管理責任は所有される方にありますので、適正管理のために草刈りを、最低年3回（春・夏・秋）おこなうようにしてください。

農業委員会では、町内の2団体と「大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、農地等を所有される方から農地等の維持管理に関する相談があった場合に、協定を締結した2団体を紹介しています。

作業の依頼は、直接農地等を所有される方からいずれかの団体にして

ください。

作業のご依頼

▽一般社団法人アクティバル

☎84-2200

▽公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター

☎95-8101

問合せ先 農業委員会事務局（まち

づくり推進課）☎95-1614



草が生い茂ってしまうと、耕作できる状態に再生することも難しくなってしまいます